

見積要領説明書

大崎クールジェン株式会社

見積要領説明書

(一般事項)

見積人は、募集書記載の業務委託について、交付書類を詳細に検討し、業務内容、関係諸法規を十分熟知したうえで見積書を作成し提出するものとする。

なお、見積人が熟知しなかったこと、または誤解したことにより生じた問題は、すべて見積人の責任とする。

(委託期間)

仕様書記載のとおり。

(見積書の作成)

見積書は、別紙様式に則り作成するものとする。ただし、当社から見積用設計書および見積書作成要領を交付した場合は、それらに基づき数量、仕様、単位、単価を記入し計算した内訳書を添付するものとする。

(見積書の提出)

見積書は当社代表取締役社長宛書面として記名捺印のうえ密封し、封筒に「〇〇業務委託見積書在中」と標記して、資材担当者宛に提出しなければならない。

- (1) 提出部数 2部
- (2) 提出日時 「募集書記載のとおり」
(提出後は、引換、変更、取消はできない。)

(取引先の決定)

当社は、見積書等について審査した結果最も有利と認められる見積人を取引予定先として、契約締結のための協議に入るものとする。

(見積に関する質問)

見積に関して質問がある場合は、事前に当社代表取締役社長宛書面として記名捺印のうえ資材担当者宛に提出する。

(見積書類の説明)

見積人の提出した見積書類について、当社が詳細な説明を求めた場合、見積人は速やかに書面により説明を行うものとする。

(消費税相当額)

消費税相当額については、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 見積書および見積内訳書に記載の金額には、消費税相当額を含まないものとする。

2. 契約の締結は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算した額で契約を締結するものとする。

この場合、円位未満に端数を生じた場合は、円位未満は切捨てとする。

(その他)

当社が見積用に交付した関係書類の返却を求めた場合、見積人は見積書を提出する際にこれを返却しなければならない。

以 上